**実施団体会則（例）**

**○○○　会則**

（名称）

第１条　この会は、○○○（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、食の提供等を通して子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを行うことで、地域で子どもを見守る環境をつくることを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、第２条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

　（１）子どもへの食の提供等を通じた居場所づくり

　（２）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第４条　本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

（役員の構成及び任期）

第５条　本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。

　（１）会長　　　　　　１人

　（２）副会長　　　　　１人

　（３）会計　　　　　　１人

　（４）会計監査　　　　１人

２　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第６条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

３　会計は、本会の会計を担当する。

４　会計監査は、本会の会計経理を監査する。

　（運営会議）

第７条　本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

２　運営会議は会長が招集し、その議長となる。

（事業に関する実施規定）

第８条　第３条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

　（会計）

第９条　本会の経費は、補助金その他の収入金をもって充てる。

２　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

３　前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て運営会議にて決算報告を行う。

　（会則の改廃）

第１０条　この会則を改廃しようとするときは、運営会議において同意を得なければならない。

（細則）

第１１条　この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

　　付　則

　　　この会則は、令和○○年○月○日から施行する。